

都市の自動車環境対策と温暖化対策のコベネフィット推進費

233百万円(193百万円)

水・大気環境局自動車環境対策課

1. 事業の概要

平成13年6月に成立した自動車NOx・PM法に基づき、関係8都府県において自動車NOx・PM総量削減計画が作成され、各種施策が総合的に進められている。さらに、平成19年5月に改正自動車NOx・PM法が成立し、局地汚染対策及び流入車対策の着実な実施を図ることが必要である。また、自動車環境対策は温暖化対策にも資するとの視点をもって対策を推進することが必要である。

このため、総量削減対策の進行管理のための調査や局地汚染対策としてのロードプライシングの効果及び実現可能性を検討する調査を、引き続き実施するとともに、局地汚染対策支援事業を行う。

また、流入車対策に関して、その実効性を担保するとともに、自動車NOx・PM法の車種規制に適合する車の普及を促進するため、適合する車か否か識別するためのステッカーの作成・配布を行うとともに、自動車交通環境影響総合調査を拡充し、改正自動車NOx・PM法に基づく環境大臣による指定地区の指定に必要な流入車調査を実施する。

2. 事業計画

項 目	H19	H20	H21	H22
法施行管理費				→
自動車交通環境影響総合調査(H14～)				→
総量削減対策進行管理検討調査(H14～)				→
局地汚染対策支援事業(H19～)			→	
局地汚染対策としてのロードプライシング の効果及び実現可能性調査(H19～)			→	

3. 施策の効果

総量削減対策の目標である平成22年度における二酸化窒素、浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成を図るとともに、温暖化対策にも資する。

4. 備考

調査費	法施行管理費	48,220千円
	自動車交通環境影響総合調査	125,872千円
	総量削減対策進行管理検討調査	9,116千円
	局地汚染対策としてのロードプライシング の効果及び実現可能性調査	8,001千円
委託費	総量削減対策進行管理検討調査 (地方公共団体×8箇所)	21,683千円
補助金	局地汚染対策支援事業 (地方公共団体×2箇所)	19,993千円

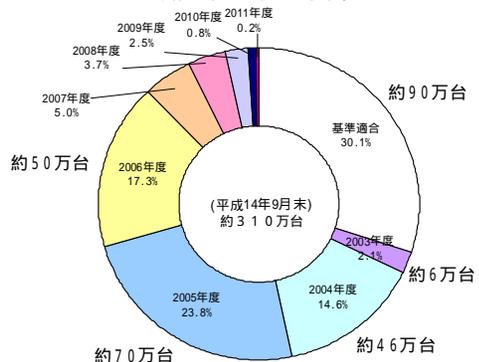
都市の自動車環境対策と温暖化対策のコベネフィット推進費

自動車NO_x・PM法

その他関連調査

国：車種規制(新車への代替)

排出基準適合状況



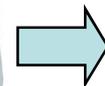
ア 自動車総合調査

- ・交通量の把握
- ・車種代替状況の把握
- ・流入車の状況の把握

注) 対策地域内に使用の本拠を有する同法による規制の対象となるトラック及び特種自動車について、排出基準の適否を推計した。不適合と推計されるものについては、使用可能期限となる年度別に区分した。

ウ 局地汚染対策支援事業

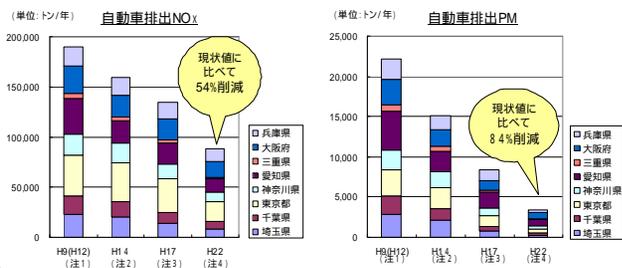
- ・交通流対策
- ・交通需要の調整
- ・荷捌き場の整備 等



自治体：総量削減計画

イ 進行管理調査

自動車NO_x・PM法に基づく削減目標



エ 局地汚染対策としてのロードプライシングの効果及び実現可能性調査



事業者：自動車使用管理計画



平成22年度におけるNO₂・SPM環境基準の達成及び温暖化対策の推進